

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成23年11月17日(2011.11.17)

【公開番号】特開2010-88400(P2010-88400A)

【公開日】平成22年4月22日(2010.4.22)

【年通号数】公開・登録公報2010-016

【出願番号】特願2008-264197(P2008-264197)

【国際特許分類】

A 01 F 12/46 (2006.01)

A 01 F 12/50 (2006.01)

【F I】

A 01 F 12/46

A 01 F 12/50 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月28日(2011.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

排出口から供給される穀類の排出流路を切り換える排出流路切換装置であって、前記排出口から排出される穀類を受け入れる流入路と、この流入路から分岐する複数の排出流路と、この排出流路の何れか一の排出流路へと前記穀類を案内する流路切換手段と、この流路切換手段の下部に位置して前記各搬出流路が相互に連通するオーバーフロー流路とを備え、前記一方の排出流路内に前記穀類が滞留した際、溢れた穀類がオーバーフロー流路から他方の排出流路へと導入するように構成したことを特徴とする排出流路切換装置。

【請求項2】

前記流路切換手段を前記流入路に対して水平方向にスライド自在に取り付けたシャッターで構成し、このシャッターのスライド操作に連動して各排出流路の何れか1つに連通する開口部を設けたことを特徴とする請求項1に記載の排出流路切換装置。

【請求項3】

前記排出口に前記流入路を構成する収容体を取り付け、この収容体の下部に前記排出流路を有する複数の分岐管を連設するとともに、この各分岐管の先端側に長さ調整可能な排出調節部材を設けたことを特徴とする請求項1又は2記載の排出流路切換装置。

【請求項4】

前記排出調節部材を、その排出調節部材内に流通する穀類が目視可能な透明材料で形成したことを特徴とする請求項3記載の排出流路切換装置。

【請求項5】

前記シャッターを緩やかな逆V字状に屈曲し、そのほぼ変曲点を中心として前記開口部を形成し、前記開口部と何れか1つの排出流路とを連通させた際、シャッターの重心を傾けて、前記シャッターの前記開口部が何れか1つの排出流路へと向かう付勢力を付与したことを特徴とする請求項2記載の排出流路切換装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項2記載の排出流路切換装置は、前記流路切換手段を前記流入路に対して水平方向にスライド自在に取り付けたシャッターで構成し、このシャッターのスライド操作に連動して各排出流路の何れか1つに連通する開口部を設けたことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項3記載の排出流路切換装置は、前記排出口に前記流入路を構成する収容体を取り付け、この収容体の下部に前記排出流路を有する複数の分岐管を連設するとともに、この各分岐管の先端側に長さ調整可能な排出調節部材を設けたことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項4記載の排出流路切換装置は、前記排出調節部材を、その排出調節部材内に流通する穀類が目視可能な透明材料で形成したことを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

20は前記各分岐管15a, 15bの先端側に取り付けた長さ調整可能な調節排出部材たる調節排出管であり、本実施例では、可撓性を有する透明ビニールで成形され、調節排出管20内を通過する屑米aが外部から確認できる。この調節排出管20を穀物袋40a、40bに挿入し、選別機1から排出される屑米aを何れか一方の各分岐15a, 15bから穀物袋40a又は40bに充填する。なお、調節排出管20は可撓性を有する透明ビニール素材であるから、調節排出管20の先端を折り返すことによって調節排出管20の長さを調整することが可能である。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

図6及び図7は本発明の実施例2を示し、前記実施例1と同一機能を有する部分には、同一符号を付し、共通する部分の説明を省略し、異なる部分についてのみ説明する。本実施例では切換装置10に屑米aを案内する左右一対の傾斜案内板51を設け、この傾斜案内板51の下部に回動自在に軸支されたシャッター52を配置している。このシャッター52を軸支する軸53は切換装置10の外部に突出し、その先端部にシャッター52を操作するレバー54を固定している。また、シャッター52の下部には、分岐管55a, 55bの排出流路56a, 56bと、その排出流路56a, 56bが相互に連通するオーバーフロー流路57が形成されている。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

- 1 選別機
- 2 排出口
- 10 切換装置
- 11 収容体
- 12 流入路
- 15a, 15b, 55a, 55b 分岐管
- 16a, 16b, 56a, 56b 排出流路
- 17, 52 シャッター(流路切換手段)
- 18 開口部
- 20 調節排出管(調節排出部材)
- 25, 57 オーバーフロー流路
- 40a, 40b 穀物袋
- 60 調節排出カバー(調節排出部材)
- a 屑米

【手続補正9】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図3】

